

平成 28 年度 事務事業シート (計画)

1 事務事業に関する基本情報

	事務事業番号	210 - 1	新規・継続	継続
事務事業名	防犯推進事業	一般会計	2 款 1 項 12 目 41 細目	ソフト
所 属	総務部 危機管理課 生活安全係			総合計画施策体系 2 - 10

2 事務事業の概要・活動計画・指標

目的 (何のために)	防犯灯の設置等により市民の安全と犯罪の未然防止を図る。また、防犯関係団体等との緊密な連携により、自主防犯活動を育成、市民の防犯意識を高揚させ、安全・安心なまちづくりの実現を目指す。						
対象 (誰・何を対象に)	市民、市内の事業所						
事業の概要 及び H28活動計画	<p>1 防犯灯維持管理(42,951千円) 市全域の約15,000基の防犯灯の維持管理を行う。</p> <p>2 防犯灯設置費補助(1,650千円) 住民自治協議会等からの要望により、防犯灯設置費の一部を助成する。(100基) 補助率:既設柱:設置費用の1/2(上限:15,000円)、専用柱:設置費用の1/2(上限:25,000円) 設置後は市で維持管理を行う。</p> <p>3 通学路防犯灯設置(1,600千円) 小・中学校からの要望により、通学路へ防犯灯を設置する。(20基)</p> <p>4 特定防衛施設周辺整備事業防犯灯設置(1,800千円) 防衛施設周辺地域の住民自治協議会等からの要望により、防犯灯を設置する。(22基)</p> <p>【新】5 防犯カメラの設置(5,300千円) JR駅前への設置に続き、更なる犯罪の防止と、安全で安心な場所を提供するため、新たに多くの市民が利用する場所へ、防犯カメラを設置する。(5台)</p> <p>6 防犯・暴力追放運動の推進(7,460千円) 地域住民による自主防犯活動の促進や青少年の非行活動を防止するため、次の活動を支援する。</p> <p>(1)東広島市防犯連合会(補助額:6,900千円) ア 趣旨:昭和35年設立。地域の安全運動を推進し、地域住民の被害防止と防犯意識の高揚を図る。 イ 構成員:地域安全推進員、わがまちの安全をまもり隊、青色回転灯防犯パトロール隊ほか ウ 平成28年度活動計画: 啓発活動(防犯教室、自転車盗難防止啓発)、防犯ボランティア交流会 小学校登下校時の見守り活動、青色回転灯防犯パトロール隊活動の支援</p> <p>(2)東広島市暴力監視追放協議会(補助額:560千円) ア 趣旨:昭和54年設立。暴力追放活動を推進し、市民の暴力団排除意識の高揚を図る。 イ 構成員:東広島警察署長、東広島市防犯連合会会長、市長ほか ウ 平成28年度活動計画: 会長杯(CPカップ)の少年サッカー大会、暴力追放・排除・進出阻止に向けた街頭パレード、市内高等学校での暴力団・暴走族加入阻止及び薬物乱用防止の講話</p>						
活動・結果 指標	【活動・結果指標名】	単位	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)		
	防犯灯設置数	基	14,831	14,957	15,099		
	防犯カメラ設置数	台	8	8	13		
成果目標 (指標設定理由、 計算式、 数値上では現れ にくい成果)	犯罪認知件数の目標値については、「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の第4期の行動計画として、広島県が策定した「めざそう！安全・安心・日本一」ひろしまアクションプラン(H28~32)の推進指標に基づいて算定した。この計画期間中の減少率9.5%を平均すると、1年あたり1.9%減となることから、平成28年の目標値は、平成27年実績(1,206件)比1.9%減の、1,183件とした。【マイナス目標設定】						
成果指標 (目標達成状況等)	【成果指標名】	単位	26年度 (実績値)	27年度 (目標値)	28年度 (目標値)	29年度 (目標値)	一年度 (目標値)
	犯罪認知件数(暦年)	件	1,310	1,220	1,183		



街頭パレード(H27年)

3 コスト情報

		26年度(決算)	27年度(予算)	28年度(予算)	29年度(予算)
事業費	事業費合計(A)	88,805 千円	93,546 千円	61,643 千円	千円
	財源内訳				
	国県支出金	1,638 千円	1,862 千円	1,871 千円	千円
	地方債	千円	千円	千円	千円
	その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源	87,167 千円	91,684 千円	59,772 千円	千円

平成 28 年度 事務事業シート (計画)

1 事務事業に関する基本情報

	事務事業番号	210 - 2	新規・継続	継続
事務事業名	交通安全推進事業	一般会計	2 款 1 項 12 目 42 細目	ソフト
所 属	総務部 危機管理課 生活安全係			総合計画施策体系 2 - 10

2 事務事業の概要・活動計画・指標

目的 (何のために)	第10次東広島市交通安全計画(H28~32)に基づき、交通安全関係団体や道路管理者等と連携することにより、市民の交通安全意識を高揚させ、交通事故の減少を図る。						
対象 (誰・何を対象に)	市内に居住、若しくは通勤、通学している者						
事業の概要 及び H28活動計画	<p>1 交通安全啓発活動及び早朝街頭指導(14,949千円)</p> <p>(1)交通安全運動の実施 民間団体と一体となった啓発活動を展開するため、交通安全連絡会議を開催する。 春・夏・秋・年末の各季に交通安全運動を展開し、市民への啓発活動を行う。 東広島市交通安全の日(1日・11日・21日)の啓発活動を行う。 高校生(市内9校において自転車マナーアップ広報・ミニ生命のメッセージ展)、大学生(市内4大学において交通安全リレー広報)を対象とした啓発活動を行う。</p> <p>(2)交通安全教室の開催 小・中学校、幼稚園、保育所で交通安全教室を開催する。</p> <p>(3)高齢者の交通事故抑止対策の推進 参加・体験型の交通安全教室の回数を増やすとともに、講習内容の充実を図るため、新たに俊敏性を測定する測定器を導入し、自ら身体能力及び判断力を確認することで、加齢に伴い低下する「認知機能・判断力・運動機能」に対する注意を促す。</p> <p>(4)交通指導員を配置し、小学校区毎の早朝街頭指導を行う。</p> <p>2 交通安全調整会議の開催 関係機関と連携を図り、交通安全に関する道路関連事業を効果的に実施するため、交通事故現場での検討及び調整会議を開催する。</p> <p>【新】3 第10次東広島市交通安全計画の作成(204千円) 交通安全対策基本法が制定されて以降、9次にわたり「交通安全計画」を策定し、この計画に基づき交通安全対策を推進してきた。第10次についても、平成28年度からの5年間に於いて、市内における講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めるものである。</p> <p>4 交通安全関係団体の活動支援(78千円) 東広島市交通安全母の会の活動支援を行い、交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>5 暴走族等追放運動推進会議の開催(358千円) 暴走族等の根絶に向け、関係機関が連携して取り組む。</p>						
	 <p style="text-align: center;">交通安全運動出発式(H27年:夏)</p>						
活動・結果 指標	【活動・結果指標名】	単位	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)		
	交通安全運動等の啓発活動開催数	回	30	35	41		
	交通安全教室(小・中学校、幼稚園、保育所、高齢者向け)の開催数	回	73	102	106		
成果目標 (指標設定理由、 計算式、 数値上では現れ にくい成果)	交通事故発生件数の目標値については、国の第10次交通安全基本計画(H28~32)中間案の減少率を用いて算出した。平成32年までの目標値は、639件以下とする。なお、計画期間中の1年あたりの減少率は4.7%となることから、平成28年の目標は、平成27年実績(817件)比4.7%減の、778件とした。 【マイナス目標設定】						
成果指標 (目標達成状況等)	【成果指標名】	単位	26年度 (実績値)	27年度 (目標値)	28年度 (目標値)	29年度 (目標値)	一年度 (目標値)
	交通事故発生件数(暦年)	件	977	874	778		

3 コスト情報

		26年度(決算)	27年度(予算)	28年度(予算)	29年度(予算)
事業費	事業費合計(A)	11,109 千円	14,864 千円	15,906 千円	千円
	財源内訳				
	国県支出金	千円	千円	千円	千円
	地方債	千円	千円	千円	千円
	その他	千円	千円	千円	千円
	一般財源	11,109 千円	14,864 千円	15,906 千円	千円

平成 28 年度 事務事業シート (計画)

1 事務事業に関する基本情報

		事務事業番号	210 - 3	新規・継続	継続
事務事業名	消費者行政推進事業	一般会計	2 款	1 項	12 目
所 属	生活環境部 市民生活課 市民相談係	10 細目	総合計画施策体系 2 - 10		

2 事務事業の概要・活動計画・指標

目的 (何のために)	市民が安全、安心して暮らせる社会を実現するため、消費生活センターの機能強化と市民に対する情報提供や啓発活動等を通じた消費者トラブルの未然防止を図る。						
対象 (誰・何を対象に)	市内に住所を有する者						
事業の概要 及び H28活動計画	<p>1 消費生活センター運営(9,202千円)</p> <p>(1) 消費生活相談員3名配置 (8,272千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設日:月曜日から金曜日まで(祝日、年末年始を除く。) ・開設時間:午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) <p>(2) 消費生活相談員及び行政職員のスキルアップ (930千円)</p> <p>年々巧妙化・悪質化する悪質商法などの消費者問題に的確な対応ができるよう、様々な研修への参加及び弁護士による消費生活法律相談を実施する。</p> <p>ア 国民生活センター研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間10回実施(相模原研修センター開催7回、地方開催3回) <p>イ 県内研修</p> <p>ウ 弁護士同席による相談業務(年間6回実施)</p> <p>2 消費者への啓発事業等(3,618千円)</p> <p>(1) 広報活動 (422千円)</p> <p>消費者トラブルの発生及び被害拡大を防止し、相談の専門窓口である消費生活センターを周知するため、市民への情報発信を行う。</p> <p>ア 消費生活かわら版(消費生活センター情報紙)の作成及び配布</p> <p>イ 消費生活センター周知用グッズ作成及び配布</p> <p>消費者月間、出前講座、啓発講演会等の啓発イベントで配布する。</p> <p>ウ 消費生活センター紹介パンフレット作成及び配布</p> <p>エ FM東広島を活用した啓発</p> <p>(2) 消費者教育・啓発活動 (917千円)</p> <p>消費者問題への理解と、トラブルの未然防止を目的に市民への出前講座や講演、未成年者への消費者教育を実施する。</p> <p>ア 消費生活講演会の開催</p> <p>イ 出前講座の実施</p> <p>ウ 消費者教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生向けの啓発パンフレットの作成・配布 <p>エ 特殊詐欺被害防止用シールの作成(イベント・出前講座等で随時配布)</p> <p>【新】(3) 消費者被害の未然防止 (2,279千円)</p> <p>迷惑電話防止装置設置事業</p> <p>高齢者世帯等に対して特殊詐欺や悪質な電話勧誘などによる消費者被害の未然防止を図ることを目的に、家庭の電話機に接続し悪質な勧誘電話をシャットアウトする機器の設置を行う。(100台設置)</p>						
活動・結果 指 標	【活動・結果指標名】	単位	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)		
	相談件数	件	1,365				
	各種啓発活動(消費生活展、講演会、出前講座等)参加者数・啓発品配布者数	人	4,557	4,100	4,650		
成果目標 (指標設定理由、 計算式、 数値上では現れ にくい成果)	消費生活センターが受付けた相談件数のうち、被害の未然防止やクーリングオフなどにより被害が回復できた割合を成果指標とする。 また「消費生活センターの認知度」についても、国(内閣府)が実施した世論調査結果に近づけることを目標として、「東広島市市民満足度調査」による調査結果を成果指標とする。						
成果指標 (目標達成状況等)	【成果指標名】	単位	26年度 (実績値)	27年度 (目標値)	28年度 (目標値)	29年度 (目標値)	一年度 (目標値)
	被害回復件数/相談件数	%	18	20	20		
	消費生活センターの認知度	%	55	-	80		

3 コスト情報

		26年度 (決算)	27年度 (予算)	28年度 (予算)	29年度 (予算)
事業費	事業費合計 (A)	10,575 千円	9,639 千円	12,997 千円	千円
	財源内訳	5,137 千円	2,053 千円	7,418 千円	千円
	国県支出金	千円	千円	千円	千円
	地方債	千円	千円	千円	千円
	その他	5,438 千円	7,586 千円	5,579 千円	千円